

The EY logo consists of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font. Above the 'Y' is a yellow chevron shape pointing to the right.

Building a better  
working world

# 為替及び税務規制の 特別制度（RERCT） に関する駐在員への 影響について



APOIADOR  
OFICIAL

TM Rio 2016

# 本日の説明会の内容

- (1) ブラジル居住者についての概要
- (2) ブラジル確定申告の概要
- (3) 中央銀行への資産報告
- (4) 為替及び税務規制の特別制度 (RERCT) & 駐在員への影響
- (5) 確定申告と中央銀行の修正申告

# (1) ブラジル居住者についての概要

---

## ▶ ブラジル居住者

### ▶ 永住査証

### ▶ 短期商用査証（ブラジルの会社と雇用契約を結んでいる場合）

ブラジルへの着任日から帰任日迄の期間。

### ▶ その他、ブラジルの会社と雇用契約のない短期商用査証、技術援助査証、ビジネス用の査証

最初の入国日から183日以上滞在した場合、184日目から

## (2) ブラジル確定申告の概要

---

### ▶ ブラジルでの個人の申告実務

▶ 月度給与所得の申告

月次

▶ キャピタルゲイン

▶ 確定申告

1年に一度

▶ 中央銀行資産報告

▶ 出国申告

帰国時

## (2) ブラジル確定申告の概要

---

- ▶ 個人所得税年間確定申告
  
- ▶ 申告内容：ブラジル国内・外での個人と扶養者の所得・資産及び負債等
  - ▶ 所得
    - ▶ 全世界の所得、日本・ブラジル支給給与、個人所得
  - ▶ 資産（ブラジル及びブラジル国外）
    - ▶ 不動産、アパート、土地、住宅
    - ▶ 自動車、航空機、船など、
    - ▶ 株式、投資信託、債務証券
    - ▶ 銀行口座、口座種別で（ブラジル、日本を含む国外）など
  
  - ▶ R\$ 140.00以下の銀行預金、
  - ▶ R\$ 5,000.00以下の資産/負債
  - ▶ R\$ 1,000.00以下の株券は申告の必要がありません。

## (2) ブラジル確定申告の概要

---

- ▶ 個人所得税年間確定申告

- ▶ 申告内容：

- ▶ 負債（ブラジル及びブラジル国外）

- 不動産、自動車購入の際のローンなど

- ▶ 支払い

- 教育費、医療費、家賃など

- 但し、家賃は控除の対象外

## (3) 中央銀行への資産報告

### 中央銀行資産申告

1月	7月
2月	8月
3月	9月
4月	10月
5月	11月
6月	12月

- ▶ 年末の12月31日時点でブラジル国外に総額10万米ドル相応の資産を保有している場合その申告が義務付けられている

#### ブラジル国外保有資産：

- 不動産、アパート、土地、住宅
- 自動車、航空機、船など、
- 株式、投資信託、債務証券
- 銀行口座、口座種別

提出期限は今年は4月5日まででしたが毎年中央銀行より発表

## (3) 中央銀行への資産報告

---

中央銀行資産申告内容：

- ▶ 資産に伴う国外所得

銀行預金 => 利息

株式 => 配当

不動産 => 家賃所得

- ▶ 中央銀行資産報告は課税対象にはなりません



## (3) 中央銀行への資産報告

○ ブラジル中央銀行（BACEN）に関するペナルティ：

1) 提出期限が過ぎた場合の提出：罰金はR\$ 25.000,00または、申告対象額の1%のどちらか低い方、

a.) 提出期限を過ぎた 1日目から30日 までの間に提出された場合、罰金はBRL 2,500.00または申告対象額の0.1%のどちらか低い方

b.) 提出期限を過ぎた 31日から60日 の間に提出された場合罰金はBRL 12,500.00または申告対象額の0.5%のどちらか低い方)

2) 誤った情報や一部未申告となった場合：罰金はBRL 50,000.00または申告対象額の2%のどちらか低い方

3) 未申告または証明書類を提出できなかった場合：罰金はBRL 125,000.00または申告対象額の5%のどちらか低い方

4) 不正行為、脱税や租税回避とみなされた場合最高BRL 250,000.00または申告対象額の10%までペナルティーが適用される可能性も

### (3) 中央銀行への資産報告

---

ブラジル中央銀行（BACEN）に関するペナルティ：

- 基本的には、期限60日を超えた場合の申告は国外の保有資産に対し1% またはBRL 25.000,00のどちらか低い方

例： ブラジル国外に保有する資産がBRL500.000,00相応のアパートのみの場合、



## (4) 為替及び税務規制の特別制度 (RERCT) & 駐在員への影響

# 背景

- 現状は不明瞭な管轄区を利用し、税源侵食や利益移転などが問題になっている（BEPS – Base Erosion and Profit Shifting）に対応する取り組みが進められている。
- ブラジルもメンバーの一員となっているG20ではOECDが取り組んでいる、税目的の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラムが開催された。
- フォーラムでは金融口座の自動的情報交換のための共通報告基準（Common Reporting Standard – CRS)が承認された。
- 全世界96カ国が加盟し、2018年までにブラジルも含め各国が適用することをコミットしている。



国際的状況

何？

誰の為？

ベネフィット？

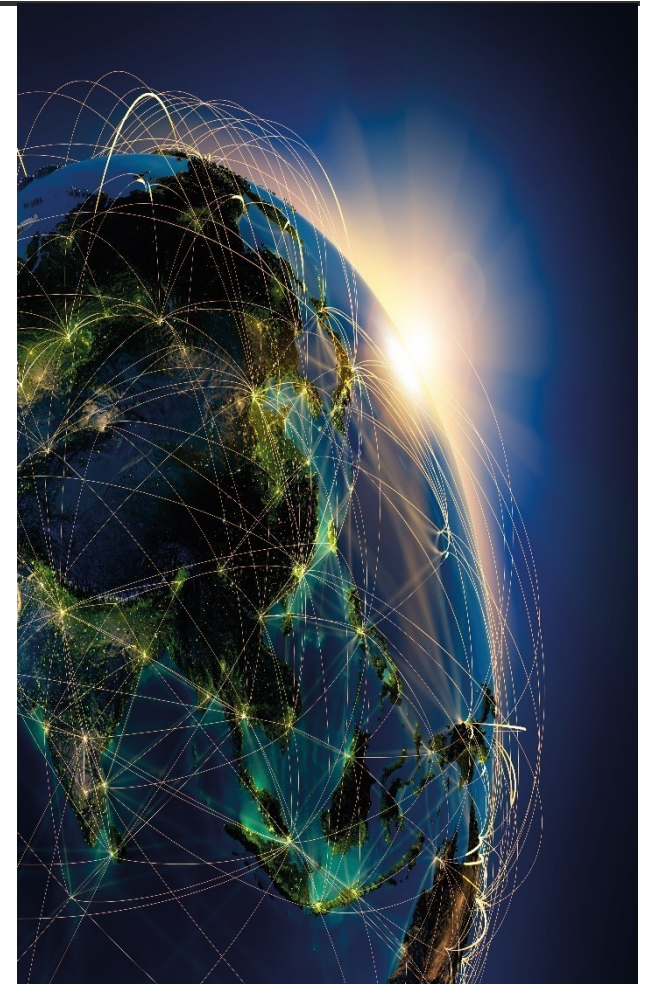
プロセスは？

期日と費用は？

行うべき？

# 背景

- 米国ではCRS以前から同じ事を目的として外国口座税務コンプライアンス法 Foreign Account Tax Compliance Act (FATCA)導入された。
- 情報漏れの最大の不祥事事例：スイスリーク (Swissleaks) , HSBCリーク (HSBCleaks) , Luxリーク (Luxleaks), パナマ論文 (Panama Papers)
- ブラジルでは、2016年1月14日に2016年法律 13254 (Regime Especial de Regularizacao Cambial e Tributaria) 為替及び税務規制の特別制度 (RERCT) が公布された。



国際的状況

何？

誰の為？

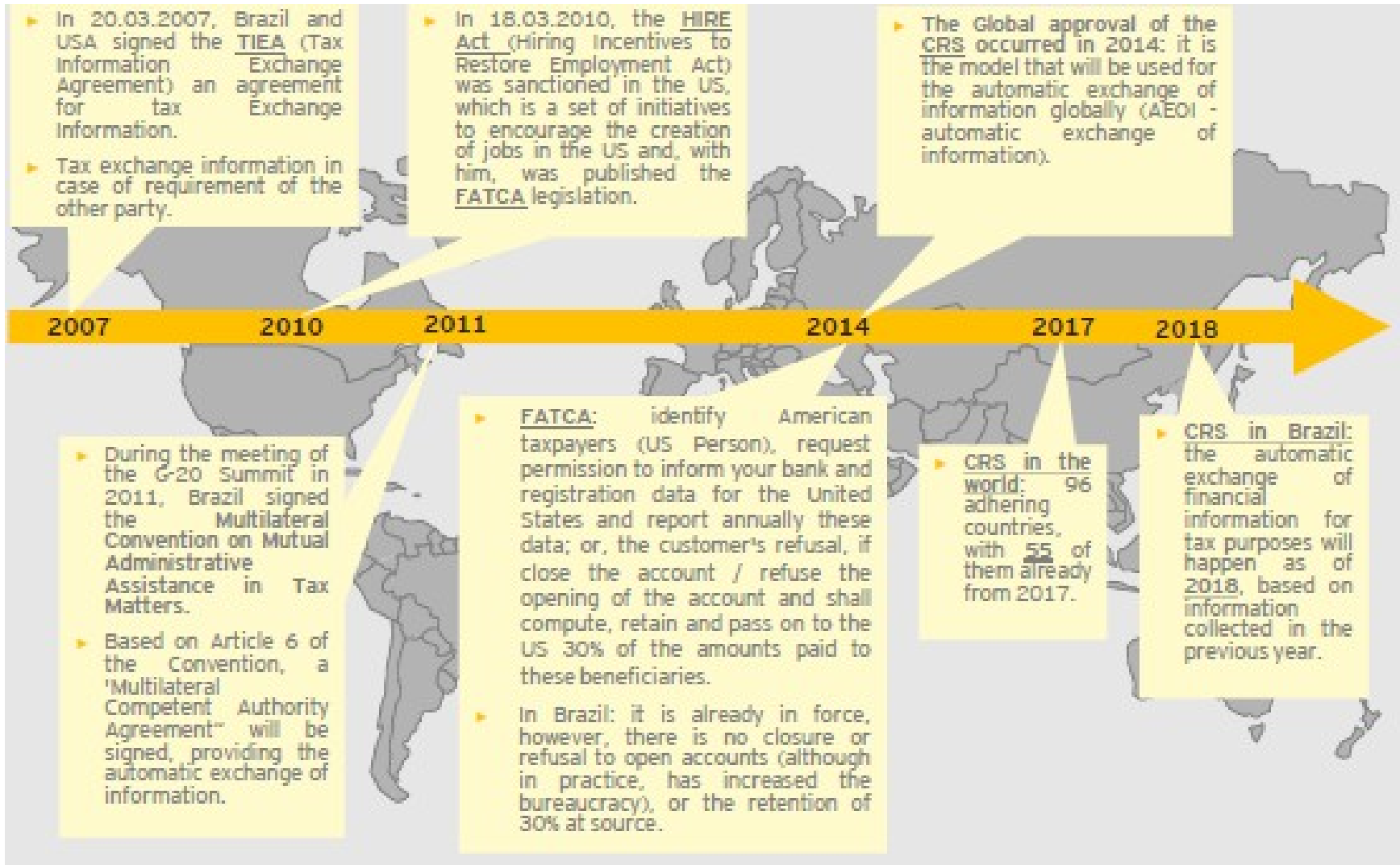
ベネフィット？

プロセスは？

期日と費用は？

行うべき？

# 背景- タイムライン



# 背景- FATCA と CRS

Model 1					Model 2								
Adhering countries to the Intergovernmental Agreement (FATCA)													
Anguilla	Denmark	Iceland	United Kingdom	South Africa	Bermudas	Argentina							
Barbados	Dominica	India	Mexico	South Korea	San Marino	Faroe Islands							
Belgium	Estonia	Ireland	Montserrat	Spain		Niue							
Bulgaria	Finland	Isle of Man	Netherlands	Sweden									
Virgin Islands Brit. (BVI)	France	Italy	Norway	Trin. & Tobago									
Cayman Island	Germany	Jersey	Poland	Turks & Caicos									
Colombia	Gibraltar	Latvia	Portugal										
Croatia	Greece	Liechtenstein	Romania										
Curaçao	Greenland	Lithuania	Seychelles										
Cyprus	Guernsey	Luxembourg	Slovak Rep.										
Czech Rep.	Hungary	Malta	Eslovenia										
										Countries that opted for the adoption of CRS in 2017			
Antigua	Canada	Malaysia	St. Kitts	Arab Emirates	Hong Kong	Albania	Brunei Darussalam	Monaco	St. Maarten				
Australia	China	New Zeland	St. Lucia	Mauricio Islands	Japan	Andorra	Belize	Rússia	Uruguay				
Bahamas	Costa Rica	Qatar	St. Vincent		Macau	Aruba	Marshall Islands	Samoa					
<b>Brazil</b>	Indonesia	Saudi Arabia	Turkey		Switzerland	Gana	Cook Islands						
Granada	Israel	Singapore	Kuwait		Chile								
					Austria								
										Countries that opted for CRS in 2018			
Argelia	Cambodia	Honduras	Ukraine	Serbia	Armenia	Lebanon	USA*	Jordan	And all other countries not listed in this slide.				
Angola	Dominican Rep.	Jamaica	Montenegro	Thailand	Iraq	Bangladesh	NigEria	Venezuela					
Azerbaijan	Georgia	Kazakhstan	Uzbekistan	Tunisia	Moldova	Bahrain	Pakistan	Vietnam					
Belarus	Guiana	Kosovo	Peru	Turkmenistan	Nicaragua	Ecuador	Vanuatu	Nepal					
Cape Verde	Haiti	Santa Fe	Philippines		Paraguay	Egypt		Nauru					
			Panama		Taiwan								

55

countries committed to initiate the implementation of CRS in **January 1, 2016**

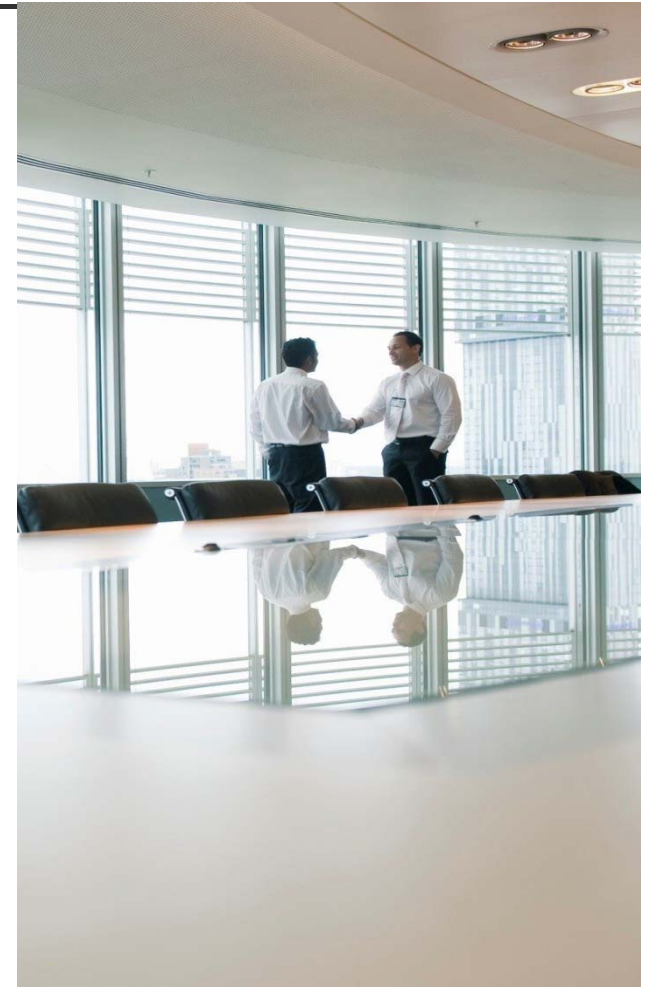
Last update March 2016

\* USA indicate support to CRS, but remains focused on the mutual exchange under FATCA.



# 為替及び税務規制の特別制度(RERCT)とは?

- ブラジル国税庁、中央銀行へブラジル国外においての資産の申告漏れや申告に誤りがある資産や法的権利の自主的な申告を許可する特別制度。
- 法律第13254/2016号によって公表され、国税庁通達1627/2016号によって制定されている法律
- 目的：刑罰の大赦
- 前提:不法な所得源など
- 申告：自己申告



国際的状況

何?

誰の為?

ベネフィット  
?

プロセスは?

期日と費用は?

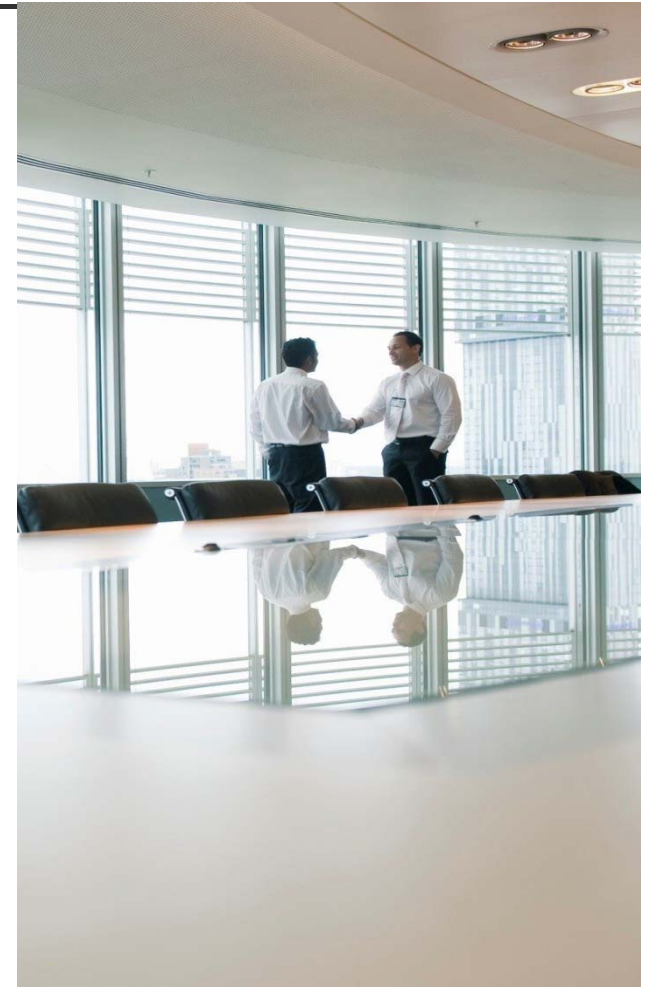
行うべき?

EY



# 為替及び税務規制の特別制度(RERCT) とは?

- 申告方法：為替及び税務規制の申告書 (Declaração de Regularização Cambial e Tributária – **DERCAT**) の提出
- **DERCAT**は、国税庁ウェブサイトにある E-CACで電子形式での提出
- 2014年度、2015年度の確定申告書及び中央銀行資産報告書の修正、提出も必要



国際的状況

何?

誰の為?

ベネフィット  
?

プロセスは?

期日と費用は?

行うべき?

EY

# 申告対象者

## ○ 申告対象者:

(A)2014年12月31日時点でブラジル居住者と看做されていた個人、法人

(B)現在ブラジル非居住者であるが、2014年12月31日時点ではブラジル居住者と看做されていた個人、法人

(C)2014年12月31日時点で海外資産の遺産相続手続中であつた個人

## ○ 対象外:

(A)控訴中の場合でも、不正送金、資金洗浄(マネーロンダリング)、脱税又は偽造文書の罪により刑事訴訟で有罪判決を受けている場合

(B)2016年1月13日時点で公務員である場合、或いは配偶者など。



国際的状況

何?

誰の為?

ベネフィット  
?

プロセスは?

期日と費用は?

行うべき?

EY

# 自発的に行う事におけるメリットとは？

- 刑罰大赦: 不正送金、資金洗浄（マネーロンダリング）、脱税などの罪に関する刑事責任の免責
- 税務規制: 確定申告書で海外資産を登録
- 為替関係規制: 中央銀行への資産報告書に海外資産を登録
- コンプライアンス及び国際銀行のベストプラクティスの適正。世界の各国の銀行で口座を維持可能
- RERCTによる申告をしてもブラジルへ送金する必要がなく海外で資産を維持する事が可能



国際的状況

何？

誰の為？

ベネフィット？

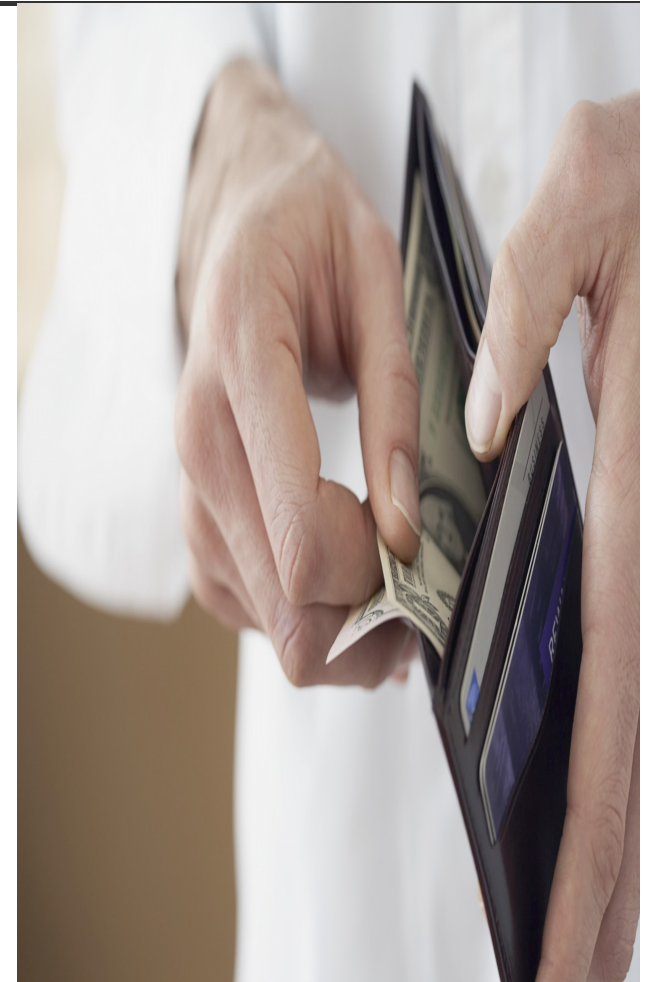
プロセスは？

期日と費用は？

行うべき？

# 申告期日、納税と罰金支払

- この特別制度での申告期日は、2016年10月31日迄。罰金・所得税金支払も同期日。
- 申告の際、規制される資産は所得税の課税対象となり、税率15%のほか、税額の100%が罰金として課される。
- つまりは、申告漏れの資産額に対して約30%の税負担が加算されることになる。
- 資産を換算するレートは2014年12月31日の米ドルレート（R\$2.6562）を使用。  
これによって、現在の為替レートと比べると税負担は低い。



国際的状況

何?

誰の為?

ベネフィットは?

プロセスは?

期日と費用は?

行うべき?

EY

# 申告期日、納税と罰金支払

## 【具体例】

- 規制される金額がUS\$100,000の場合

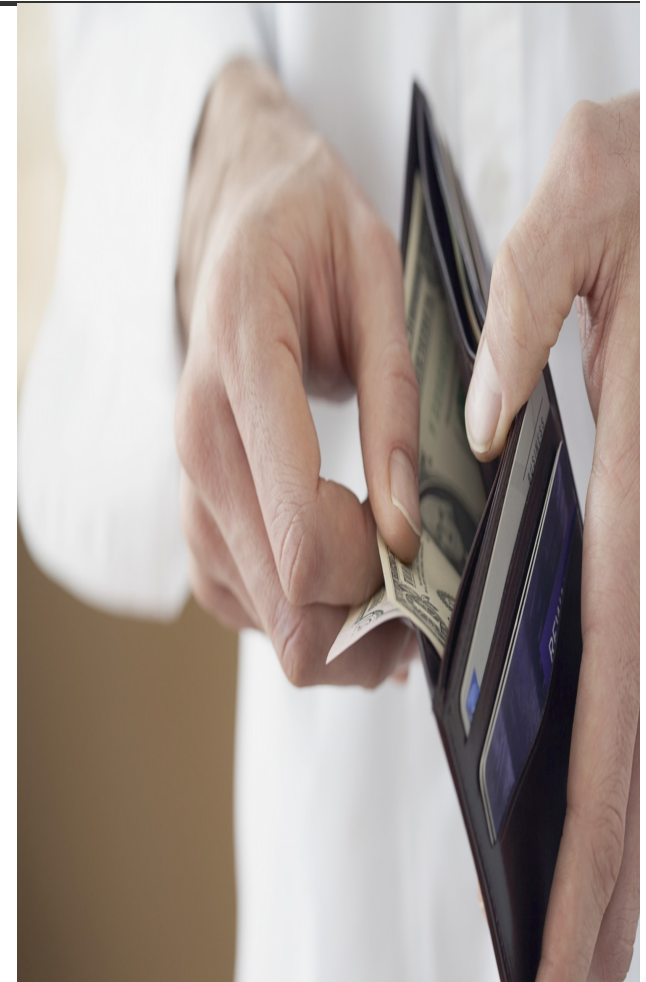
為替レート1USドル (2014年12月31日時点) : R\$2.6562

2014年12月31日時点で規制される金額:  
R\$265,620.00

税額 (15%) :  
R\$39,843.00

罰金 (税額100%) :  
R\$39,843.00

- 合計金額+罰金 :  
R\$79,686.00



国際的状況

何?

誰の為?

ベネフィットは?

プロセスは?

期日と費用は?

行うべき?

EY



# DERCAT申告

---

- 納税と罰金の支払いはDERCAT申告後となる。
- DERCAT環境では「下書き保存」は利用できませんが申告期間中の訂正は可能となります。  
訂正は2016年10月31日まで何度でも可能。
- ブラジル国税庁のサイトにはQ & Aコーナーも設けられ、制度について明確な説明が掲載。

(<http://idg.receita.fazenda.gov.br/orientacao/tributaria/declaracoes-e-demonstrativos/dercat-declaracao-de-regularizacao-cambial-e-tributaria/perguntas-e-respostas-dercat>)

# DERCAT申告

---

## ○DERCATで申告可能なのは？

### 国外の

- 不動産： アパート、土地、住宅
- 自動車、航空機、船
- 株式、投資信託、債務証券
- 銀行預金, 投資ファンドなど、

資産に関わる所得の申告も必要

## ○申告対象外：

- 2015年1月 1 日以降に取得された国外保有資産は対象外

# DERCAT申告

---

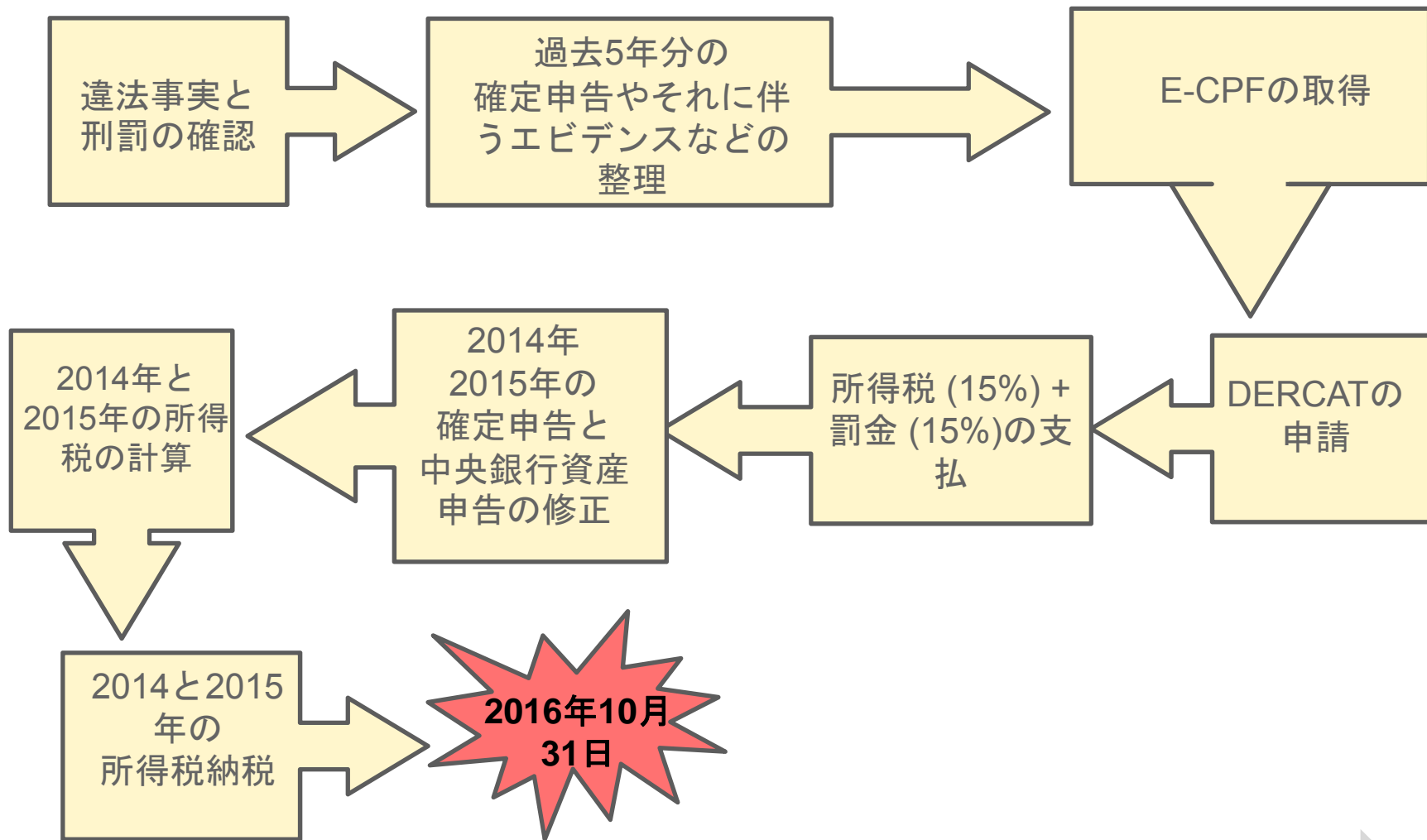
○DERCAT申告、

申告内容に関する証明書類は最低5年間保管が必要！

5年間のカウントは2016年11月1日から



# 申告までのステップ



- 国際的状況
- 何?
- 誰の為?
- ベネフィットは?
- プロセスは?**
- 期日と費用は?
- 行うべき?

# 自発的に行わない場合の影響は？

○ リスク：

(i) 追徴課税、罰金、金利ペナルティの発生

(i) 民事処分

(ii) 刑事処分

(iii) 行政処分。



国際的状況

何？

誰の為？

ベネフィットは？

プロセスは？

期日と費用は？

行うべき？

EY

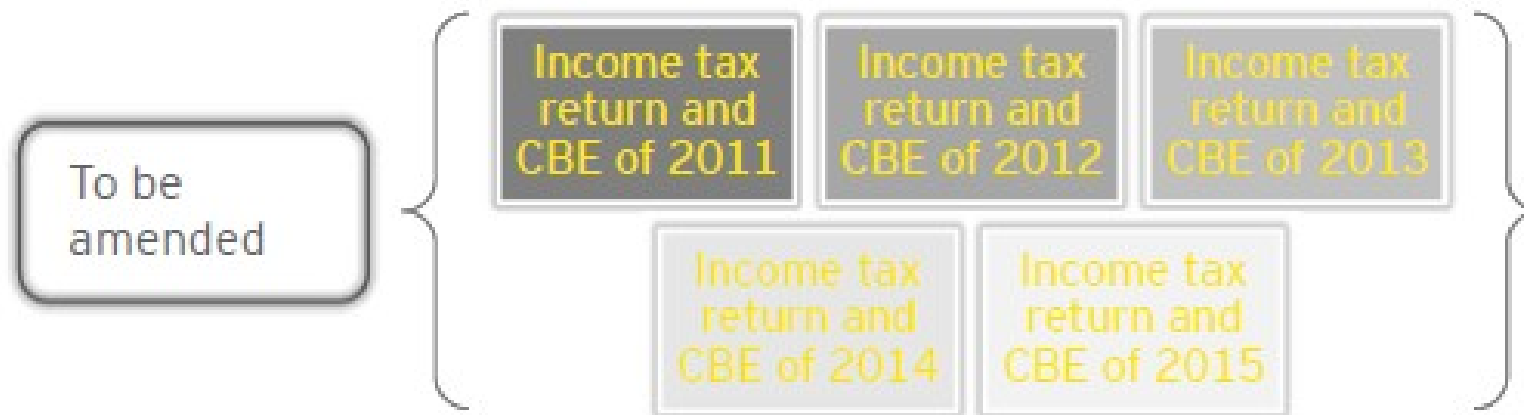
## Q&A(FAQ)

- 非居住者であった時に取得された資産はRERCTの対象外。

為替及び税務規制の申告書（DERCAT）の提出は不要。

ブラジル税務上居住者となる前に取得した保有資産：確定申告書と中央銀行資産報告で申告が必要。

未申告となっていた資産を申告する場合：  
過去5年分の確定申告書の修正と所得税の納税が必要。



# (5) 確定申告と中央銀行の修正申告

# 確定申告の修正申告

## (5) 確定申告の修正

確定申告書を修正をする場合：

- ブラジル国税庁から通知・問い合わせを受けていないかどうか確認。
- 確定申告の国税庁プログラムを使用

各年度のプログラムをインターネットでダウンロード

# 確定申告の修正申告

- 修正申告のモデル  
すでに提出されたモデルのみ

簡易申告

完全申告



一定の控除額適用



税法上認められている控除項目  
について控除が可能

# 確定申告の修正申告

---

## ○ 修正の際の重要点：

保有資産に伴う所得があった場合には申告が必要

利息  
配当  
家賃など

- ブラジルと日本間の日伯租税条約  
二重課税を回避することを目的
- 住民税や地方税は対象外

# 確定申告の修正申告

- 所得は月次所得税の対象
- 例： 2015年度税率表

ブラジル2015年税率表

月・課税標準 (R\$)	税率 %	控除額 (R\$)
1,903.98以下	-	-
1,903.99以上 2,826.65以下	7,5	142.80
2,826.66以上 3,751.05以下	15,0	354.80
3,751.06以上 4,664.68以下	22,5	636.13
4,664.68以上	27,5	869.36

- 未申告の所得  
利息  
配当など



# 確定申告の修正申告

---

○ 主に課税対象所得は受取日が対象日

- 納税期日

受け取った月の翌月の最終営業日

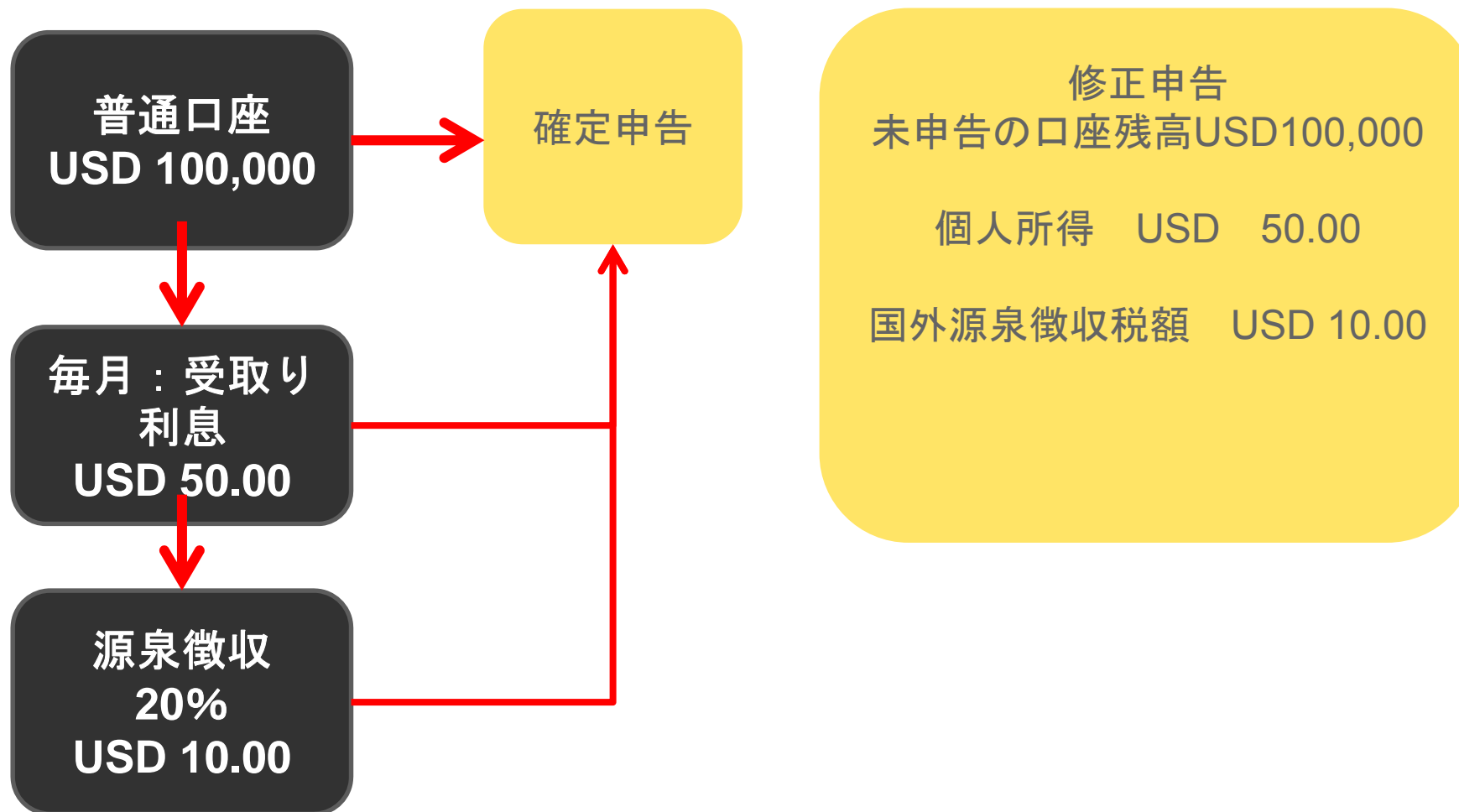
- 罰金と利息

延滞納税に対し、Selic率を適用  
(一ヶ月当たり約1%) の金利と

一日当たり0.33%のペナルティー (20%まで)  
が加算される

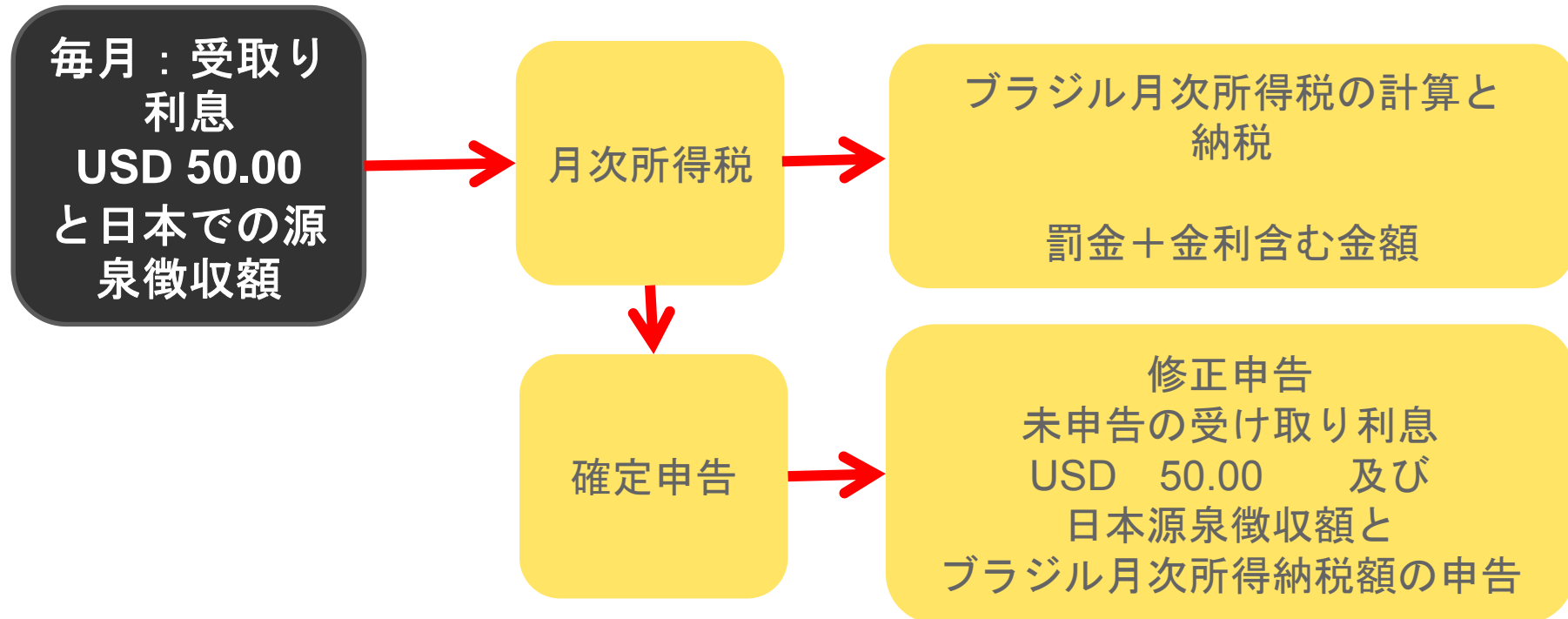
# 確定申告の修正申告

例：ブラジル国外の口座USD100,000の残高が未申告。

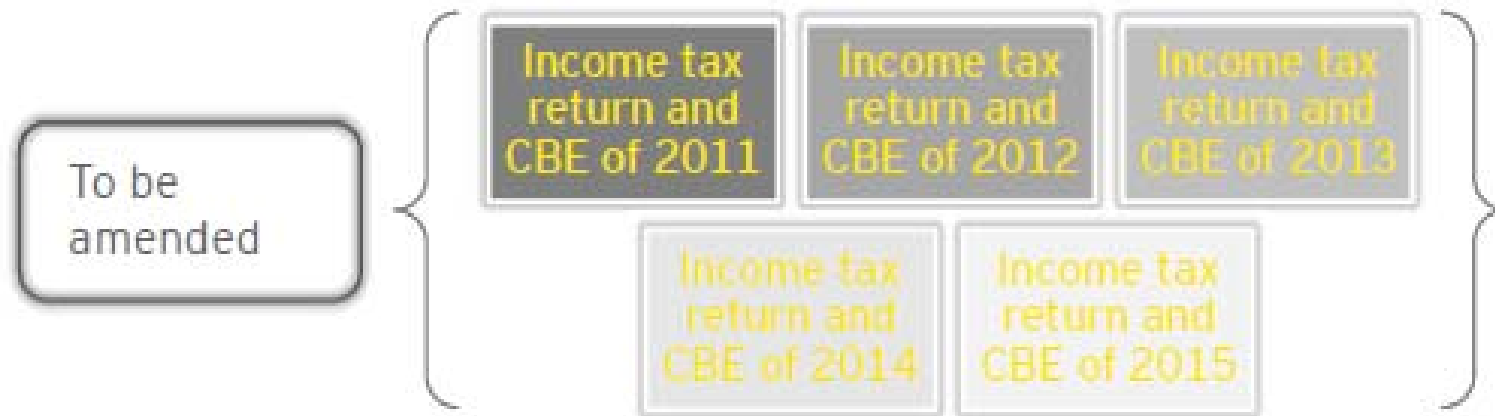


# 確定申告の修正申告

例：ブラジル国外の口座USD100,000の残高が未申告。



# 確定申告の修正申告



過去5年分の確定申告書の修正した場合：

最低5年間は関連書類の保存が必要 ！

# 中央銀行資産報告書の修正

---

## ○ (5) 中央銀行の修正申告

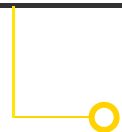
中央銀行資産報告書の修正をする場合：

- 中央銀行から通知・問い合わせを受けていないかどうか確認。
- 提出は中央銀行のサイトにて可能

<http://www.bcb.gov.br>,

# 中央銀行資産報告書の修正

---



- 国外資産、追加で未申告資産あわせてUSD100,000  
相応に達した場合
- 一度も提出されていなかった場合 => 提出
- すでに提出済み => 未報告資産あわせて修正申告

## (3) 中央銀行への資産報告

○ ブラジル中央銀行（BACEN）に関するペナルティ：

1) 提出期限が過ぎた場合の提出：罰金はR\$ 25.000,00または、申告対象額の1%のどちらか低い方、

a.) 提出期限を過ぎた 1日目から30日 までの間に提出された場合、罰金はBRL 2,500.00または申告対象額の0.1%のどちらか低い方

b.) 提出期限を過ぎた 31日から60日 の間に提出された場合罰金はBRL 12,500.00または申告対象額の0.5%のどちらか低い方)

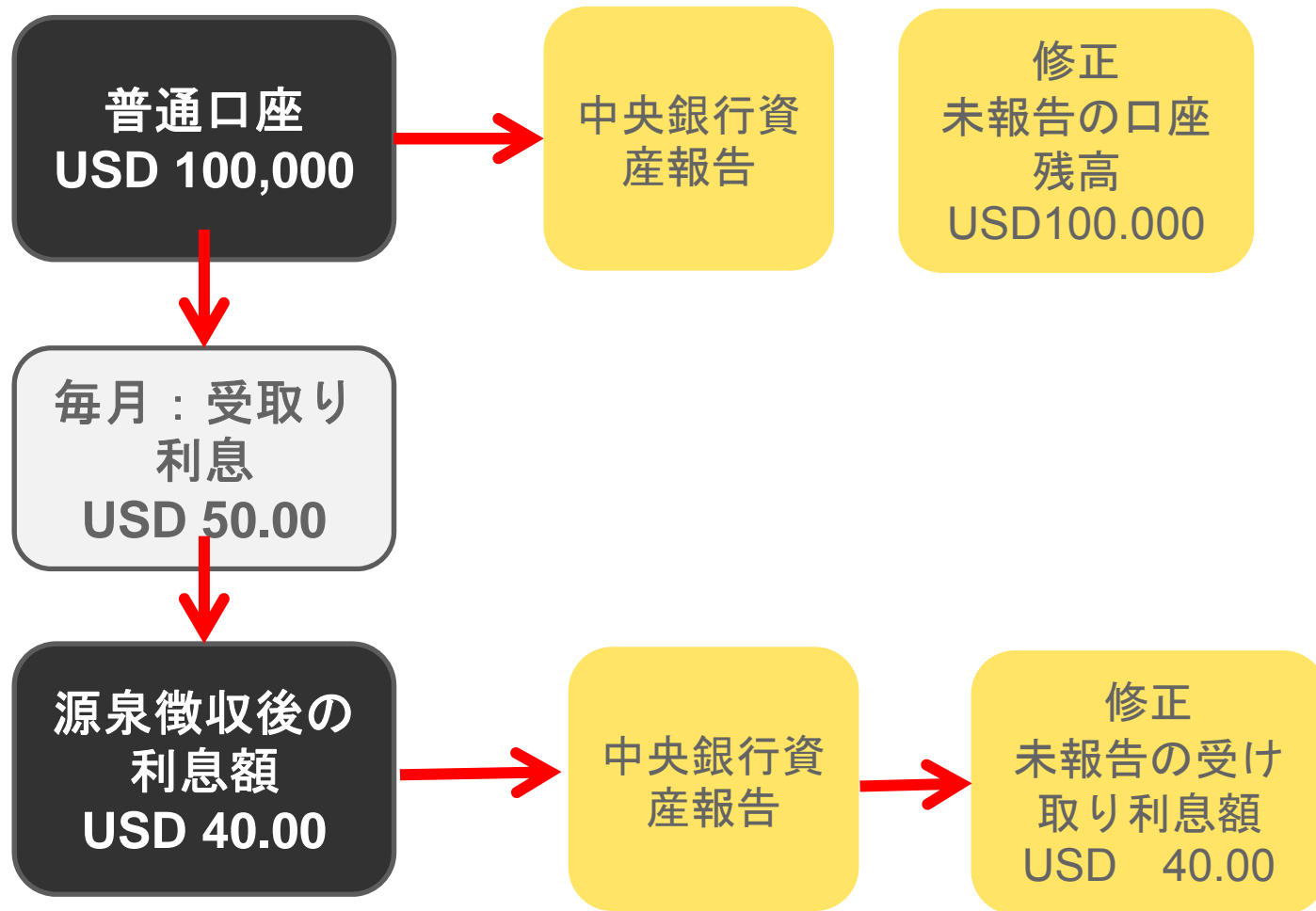
2) 誤った情報や一部未申告となった場合：罰金はBRL 50,000.00または申告対象額の2%のどちらか低い方

3) 未申告または証明書類を提出できなかった場合：罰金はBRL 125,000.00または申告対象額の5%のどちらか低い方

4) 不正行為、脱税や租税回避とみなされた場合最高BRL 250,000.00または申告対象額の10%までペナルティーが適用される可能性も

# 中央銀行資産報告書の修正

例：ブラジル国外の口座USD100,000の残高が未申告。





# 最後に

---

- ブラジル国外の資産や権利は未申告となっており一度も問われたことがない。  
なぜ今申告すべきなのか？

ブラジル当局は外国の管轄区域と協定を締結したことを視野に入れ、  
2018年に国際的に情報交換が行われる前に未申告資産を報告できる

# 最後に

---

- CRSの概略について：

CRSは、各国居住者による脱税・租税回避を防止ために、各国の金融機関に非居住者名義の口座情報を特定させ、各金融機関の所在地国の税務当局に報告させることを義務付けているもの。

## 日本の対応：

日本から国外に対し情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国金融機関などに保有される日本居住者の金融口座情報が提供される。

お問い合わせ先：

**Aya Nishiguchi**

西口 アヤ

パートナー

tel: (11) 2573-3374

e-mail: [aya.nishiguchi@br.ey.com](mailto:aya.nishiguchi@br.ey.com)

**Hakemi Morooka**

諸岡 朱美

シニア・マネージャー

tel: (11) 2573-5458

e-mail: [hakemi.morooka@br.ey.com](mailto:hakemi.morooka@br.ey.com)

APOIADOR OFICIAL



### Sobre a EY

A EY é líder global em serviços de Auditoria, Impostos, Transações Corporativas e Consultoria. Nossos insights e os serviços de qualidade que prestamos ajudam a criar confiança nos mercados de capitais e nas economias ao redor do mundo. Desenvolvemos líderes excepcionais que trabalham em equipe para cumprir nossos compromissos perante todas as partes interessadas. Com isso, desempenhamos papel fundamental na construção de um mundo de negócios melhor para nossas pessoas, nossos clientes e nossas comunidades.

No Brasil, a EY é a mais completa empresa de Auditoria, Impostos, Transações Corporativas e Consultoria, com 5.000 profissionais que dão suporte e atendimento a mais de 3.400 clientes de pequeno, médio e grande portes.

Em 2012, a EY Brasil tornou-se Apoiadora Oficial dos Jogos Olímpicos Rio 2016™ e fornecedora exclusiva de serviços de Consultoria para o Comitê Organizador. O alinhamento dos valores do Movimento Olímpico e da EY foi decisivo nessa iniciativa.

EY refere-se à organização global e pode referir-se também a uma ou mais firmas-membro da Ernst & Young Global Limited (EYG), cada uma das quais é uma entidade legal independente. A Ernst & Young Global Limited, companhia privada constituída no Reino Unido e limitada por garantia, não presta serviços a clientes. Para mais informações sobre nossa organização, visite [ey.com.br](http://ey.com.br).

© 2013 EYGM Limited. Todos os direitos reservados.

[www.ey.com.br](http://www.ey.com.br)

